

## 崖条例について

### ○建築物等の制限に関する条例

(崖に近接する建築物)

第3条 居室を有する建築物を建築する場合（前条第2項ただし書の規定により住居の用に供する建築物を建築する場合を除く。）において、当該建築物を、2 mを超える高さの崖（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地をいう。以下この条において同じ。）の上に建築しようとするときにあつては崖の下端から、5 m以上の高さの崖の下に建築しようとするとき（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域内において居室を有する建築物を建築しようとする場合を除く。）にあつては崖の上端から、当該建築物との間にそれぞれ当該崖の高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。

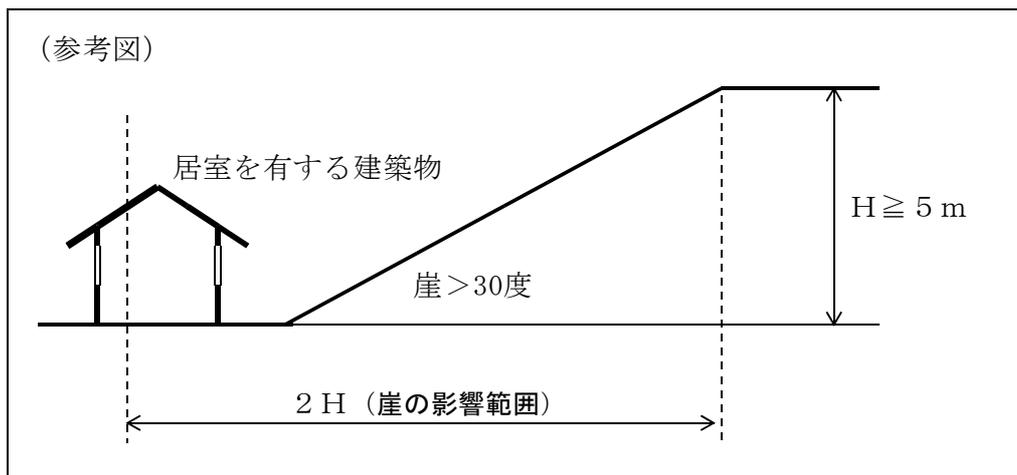
2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

一～三 略

四 前三号に掲げる場合のほか、建築物の構造、崖の土質及び災害防止措置の状況により知事が当該建築物の安全上支障がないと認めたとき。

#### (1) 崖下に居室を有する建築物を建築する場合の崖の影響範囲

傾斜度が30度を超え、かつ、高さが5 m以上の崖の高さの2倍以内の区域。



#### (2) 崖上に居室を有する建築物を建築する場合の崖の影響範囲

傾斜度が30度を超え、かつ、高さが2 mを超える崖の高さの2倍以内の区域。

